

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	持続可能な開発目標 (SDG s) を桐生市のまちづくりに生かす条例 (案)
意見募集の趣旨	<p>桐生市議会総務委員会では、SDG s の理念を踏まえ、市民、自治体、民間企業、NPO 法人等が相互に連携し、本市及び地域社会を取り巻く諸課題を統合的かつ横断的に解決することにより持続可能なまちづくりを目指すことを目的とする新たな条例案を作成いたしました。</p> <p>つきましては、「桐生市市民の意見提出手続に関する条例」に準じて、市民の皆さん等にご意見をお聞きするものです。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市内に住所を有する個人</li><li>2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体</li><li>3 市内の事務所又は事業所に勤務する人</li><li>4 市内の学校に在学する人</li><li>5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体</li></ol>
意見の募集期間	平成 31 年 1 月 11 日 (金) ~ 2 月 12 日 (火)
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください (「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください)。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください (案全般に係る意見の場合はこの限りではありません)。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 直接提出・・・桐生市役所議場棟 1 階桐生市議会事務局へ提出してください (土、日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)。</li><li>(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号 桐生市議会事務局あて送付してください。</li><li>(3) ファクシミリ・・・0277-46-1141 へ送信してください。</li><li>(4) 電子メール・・・<a href="mailto:gikai@city.kiryu.lg.jp">gikai@city.kiryu.lg.jp</a> へ送信してください。</li></ol> <p>※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けません。</p>
参考資料	世界を変えるための 17 の目標、持続可能な開発目標 (SDG s)
担当	桐生市議会事務局 議事課 議事係 電話 0277-46-1111 (内線 814)
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・結果の公表にあたっては、提出していただいたご意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた方の氏名等の個人情報公表しません。</li><li>・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。</li><li>・提出していただいたご意見に対しての個別回答はいたしません。</li></ul>

